

## 「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法、靈感商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に関する相談を受け付けています。

「クレジットカードの請求が利用金額より毎回少ないと思って、確認すると、申し込み時からリボ払いで100万円近い残額があることが分かった」

「解約したクレジットカードの請求が来るので不審と思い、カード会社に尋ねると、リボ払いになっており、支払う必要があると言われた。」

- ・リボ払いは、利用金額や利用件数にかかわらず設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。月々の支払いを一定に抑えられる一方、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。
- ・初期設定で支払い方法がリボ払いになっているカードやリボ払い専用カードもあります。申し込み時には、よく確認しましょう。
- ・利用明細は必ず確認してください。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合はリボ払いが原因と考えられます。不審に感じたらカード会社に確認しましょう。
- ・不審に思ったり困ったりしたときは、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

### ■消費者ホットライン

TEL (局番なし) 188

※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

なお、日曜、祝日の10:00～16:00は国民生活センターの相談窓口につながります。

### ■問／県民生活相談センター

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00 (電話相談のみ)

TEL 058-277-1003

FAX 058-277-1005

※Web検索＝岐阜県消費者の窓